

門橋から金谷出丸に通行する門で、西丸の郭外なる惣門であり、藩の諸士でも一定の資格者の外は通行を許されなかつた。又七十間長屋ともいふ。國事昌披問答に七十間長屋は甚右衛門坂の下にあると記される。長屋の間に門を設けた所謂多門造で、七十間といふはその長さである。

シチシヨセイギ 七書正義 八冊。關重秀著。兵法七書の註解である。

シチダイチ 七佛寺 ↓チュウグウハチイシ 中宮八院。

シチタカコイヤ 七高紺屋 龜尾記に『七高紺屋として近年迄仁隨寺前に居住し、今は大椿堂といふ筆工となり、七高屋平三郎といへり。』とある。七高屋はもと越中に住し、寺島職祐の判書により天文廿三年次郎紺屋三郎九郎の跡職を相續したもので、天正中にも尙その國に居たが、後金澤に移つて安江木町に住し、更に仁隨寺前に轉じたのである。

シチノ 七野 河北郡井上庄に屬する部落。源平盛衰記に見える閑野は即ち是であらう。

シツノ 閑野。

シチハラ 七原 石川郡中興郷に屬する部落。

シチハラ 七原 鹿島郡吉田保に屬する部落。

シチヒヤクボウ 七百坊 金澤廣岡町の裏で、藩政中は前田近江守の下邸であつた。元祿の頃の地圖に、此の地を七百歩下屋敷と記載するから、七百坊は七百歩の呼び誤りである。延寶金澤圖には、此の附近が尙田畠であるから、その後には下屋敷となつたものであらう。廢藩後悉く家屋を毀ち、田畠となつて

其の名のみが残つた。

シチフクジンヤマ 七福神山 金澤兼六園の東方曲水の上に架けられた戸室石の橋を、今は玩月橋というてゐる。それを渡つた向かうの築山を七福神山とも、一に福壽山とも名づけるのである。そこには幾つもの石が配置せられてゐるが、その袋の如き形のものが布袋、琵琶の様なのが辨才天、長いのが福祿壽といふ、風に一々見立てたもので、石燈籠までが塔の形をして毘沙門天の一役を擔當してゐる。

シチボク 七木 加賀藩では、林木保護に關して嚴法を設けたが、その最も早く文獻に見えたのは、慶長十八年二月前田利常が、江沼郡九谷村の山に於いて松・栗等の伐採を禁止した事であらう。又元和元年四月にも能登の七尾城山の木を伐ることを禁止したりしてゐるが、此等は何れも地域を限定したものであつた。然るに翌元和二年七月能登に下した定書に初めて松・杉・檜・榎・梅・栗・漆の伐採に制限を加へて、所謂七木の制の濫觴を爲し、慶安五年にその樹種を松・杉・檜・梅・桐・栗に改め、加賀に在りては寛文六年、松・杉・檜・榎・唐竹の六種とした。後又慶應三年七木の制を改め、加賀・能登・越中を通じて、松・杉・檜・榎・梅・檜・唐竹とした。是等は藩有林たるに民有林たるに拘らず、容易に伐採を許されぬ。百姓持林の七木にして伐採の許可を得たる時は極印を受け、伐採の後新たに七木の苗を補植するを要した。若し極印なくして伐採した百姓持林の七木を發見された時は、之を沒收して入札に附し、半額を郡中の蓄積に供し、半額を告發者に下附せられた。

百姓居屋敷又は畑畔に生ずるものは、百姓垣根七木又は畑畔七木というて、その取扱を百姓持林の七木に准じた。安永中能美郡の農民は毎年銀三貫五百目の運上によりて、垣根七木及び畑畔七木の自由伐採を請うた時、藩は之を許したが、尙榎・樺の二種を解除しなかつた。

シチホンスギ 七本杉 文政・天保の交、寺島就の盛に藩政を論じた頃、多羅尾左一郎・坂井小右衛門・山本中務・岩田内藏助その他二人と共に、皆愛國の志士中一頭地を抽くものとして認められ、時人はこれを七本杉と稱した。

シチメンシヨウチ 七面小路 金澤卯辰蓮覺寺の前通りから高道町へ出る道である。蓮覺寺の七面大菩薩が流行した頃からの名稱であるが、今は高道町に屬してゐる。

シチメンマツリ 七面祭 日蓮宗で信仰する七面大菩薩の祭禮は、藩政時代に正五九月の十九日に所々の寺院で行はれた。特に金澤卯辰蓮覺寺の七面祭は有名で、正徳五年三箇屋出版の六用集にも九月十九日蓮覺寺七面祭と載せられる。又羽咋郡柴垣ではそれを漁業の守護神とし、今も七月十九日に長手島の七面祠前で、盆踊・相撲などを行ふ。

ジチユウ 寺中 石川郡大野庄に屬する部落。郷村名義抄に、往古佐那武明神の社僧が住んで居た所であるから寺中というたと記し、龜尾記に、昔は多くの寺があつたと見え、たわら坊・蓮華寺等の字が遺つてゐるとある。

ジチユウノウ 寺中の能 慶長五年前田利長は山口・丹羽二氏と戦つて勝つたが、後

九年八月六日附で、石川郡寺中村の佐那武明神即ち大野湊神社に、『今度合戦勝利之爲報賽、能美郡小松邊能任候諸橋を以、寺中さらたけ明神事大夫として、毎年能可興行候。』との書面を興へ、神事能興行の例を開き、寛文五年には氏子村方の寄進によつて舞臺を再造した記録がある。これ所謂寺中の能で、藩政後今日までも繼續してゐる。この神事能は、初め毎歳八月十五日に於いてする例であつたが、貞享二年以後四月十五日に改めた。能大夫は先に諸橋氏専ら之を勤めたが、延寶五年藩侯が諸橋喜大夫(初名市十郎)を江戸に伴うたから、波吉左平次信興の演ずる所となり、爾後觀音院と寺中の兩神事能は、概ね諸橋方と波吉方と交番之に當る慣例になつた。見所に棧敷又は外圍を設けることなく、四民隨意に觀覽し得たが、古くは産子村民の爲に、觀覽の地割をしたやうである。後代では、この際藩から出張せしめる役人は、先手物頭二人・歩横目一人・宮腰町奉行及び町同心とし、宮腰町付足輕が警固の任に當り、舟手足輕之を輔けた。

シチヨウ 四町 羽咋郡邑知院に屬する部落。能登名跡志に、『四町村は江戸土方氏何某殿の領地也。四町村の庄屋に勝田永三と云有。四町村の内に若松屋とて、抱の女有て繁昌也。』と見える。明治元年領主土方兼三郎暫くこゝに下つて居住したが、廢藩に及んで去つた。

シチヨウガハ 四町川 ↓イヒノヤマガハ 飯山川。

シチヨウキマチ 四丁木町 ↓ウタツキマチ 卯辰木町。

シチヨウキマチ 四丁木町 ↓ウタツキマチ 卯辰木町。